

廃いたしまして、警察と検察の職務を
行ふ職業的公務員の前歴のない者のう
ちから任命することとした。またこ
とは、国家公務員法の資格の制限を緩
和したと同等であります。二
項の欠格事由の中に現行法では准禁治
産者といふものが入つておりません
が、公職選挙法の改正によりまして準
禁治産者は被選挙権を有することにな
つていますので、これも国家公安委員
同様に準禁治産者、破産者で復権を得
ない者、これをいづれも欠格の事由と
いたしたのであります。禁治産者を載
せてありませんのは、これは都道府県
公安委員は、第三十九条の一項にござ
いますように都道府県の議会の議員の
被選挙権を有する者でなければならな
いので、この被選挙権を有する方の資
格の中に禁治産者についてはすでに制
限があるからでございます。過半数つ
まり二人以上が同一の政党に所属する
ことになつてはならないという規定は
現行と同じで、公安委員会の中立性を
保つことにいたしましたのであります。

第四十条は、任期の規定でございま
す。これは現行法の通り三年といたし
まして、全然かわりはないでございま
せん。第四十一条は、委員の失職及び罷免
に関する規定でございまして、これま
た現行法と全然かわりはないでござい
せん。欠格事由に該当したようになり
ました場合、それから特別の事由が生
じた場合、あるいは同一政党に属する
者が二人以上になつた場合に、都道府
県議会の同意を得て罷免するというこ
とにいたしてはいるのでございます。

第四十二条は、委員の服務に関する
規定でございまして、現行法によりま
す、地方公務員法の第三章六節の規定
に準じて都道府県規則でこれを定める
ということにいたしてございまして。地
方公務員法の六節の規定というのは、
地方公務員全体の服務に関する規定で
ございまして、これ全体に準ずると申
しては多少疑義のあるものもございま
す。そういう関係からいたしまして、今
度ははつきりと地方公務員法の一定の
規定を列挙いたしまして、その規定に
準じて準用するということにいたした
のであります。都道府県公安委員の場
合におきましては、但書にございませ
うに、営利企業の役員となつたりあ
るいはまた営利企業を営んだり報酬を
得て事業や事務に従事するといふよう
な場合におきましては、現行法は委員の
勤務に支障があると認める場合のほか
これを行わないといふことになつてお
りますのを、同様に今度は「委員の職
務の遂行上支障があると認める場合の
外は、同項に規定する許可を与えるも
のとする。」といふ、書き方の整理を
いたしました。同一趣旨の規定を加
えていたのでございまして。委員は常勤
の職員と兼ねることができないとか、
あるいは政党その他の政治的団体の役
員となり、または積極的に政治運動を
してはならないといふことにつきまし
ては、これも条文の整理はいたしまし
たが、現行法の精神とかわりがないの
であります。

第四十三条は、委員長に関する規定で
ございまして。これも現行法とかわり
ございません。委員長は会務を総理す
る、これだけに現行法はなつておりま
すのを、国家公安委員会の委員長と同
様に会務を総理し、都道府県公安委員
会を代表するといふことを明示いたし
たのであります。

第四十四条は、都道府県公安委員会
の庶務は、警視庁または道府県警察本
部において処理すること。
第四十五条は、都道府県公安委員会
の運営につきましては、この法律に定
めるもののほか、必要な事項は都道府
県公安委員会が自律的にこれを定める
ことができる規定を設けたのでありま
す。

第四十六条は、方面公安委員会、こ
れは北海道の場合におきましては、今
回の法案においては北海道は道警察と
して一つの警察になるのでございま
すけれども、現在も実際におきまして五
つの方面隊にわかれておるのでござい
ます。北海道の地域が広大であるとい
うような特殊事情からいたしまして、
府県警察の組織におきましては、方面
本部を設けることにいたしておるので
ございまして。この方面本部に現在も公安
委員会がございまして、この公安
委員会は依然として存続いたしまし
て、方面本部を管理する機関として、
方面ごとには方面公安委員会を置くとい
う規定を設けたのであります。そうい
たしまして、二項におきましてこの方
面委員会の組織なり権能といたしたもの
が、府県公安委員会と同じようになり
の委員であり、その他同様の規定の準
用を受ける旨を明記いたしましたので
ございまして。

次は第三節。都道府県警察の組織に
関する規定であります。

第四十七条は、警視庁及び道府県警察
本部の規定でございまして。都道府県警
察といふものは、その全体を管理する
機関として都道府県公安委員会がござ
いまして、その下に警察の万般の職責
を執行いたします都道府県警察の執行
組織があるわけにございまして。その都
道府県警察の本部といたしまして、首
都に特はこの本部の名称を、警視庁と
いう伝統の名称を尊重いたしました。
他の道府県におきましては、道府県警
察本部といふことにいたしましたのであ
ります。今回の警察制度の単位が府県警
察といふことに、一本になつておりま
して、府県警察が万般の職務に任ずる
わけにございまして、本部といふ名
称は、府県警察の本部といふ意味にお
きましてここに用いたものでございま
す。警視庁と府県警察本部は、それぞ
れ公安委員会の管理のもとに、その事
務をつかさどるのであります。そうし
てその本部の位置は、警視庁の場合は特
別区の区域内、道府県本部の場合は道
府県庁所在地に置くといふことにいた
しました。それから本部の内部組織
は、府県といふ自治体のこととござい
ますので、条例で定めることにいたし
ました。ただ法令で定める一定の基準
に従ふことにいたしましたのであります。

第四十八条は、警視総監及び警察本
部長に関する規定でございまして。都
警察には警視総監を置きまして、道府
警察には、道府県警察本部長を置くこ
とといたしておるのであります。第二
項は、これらの警視総監及び警察本部
長の職務を規定いたしましたのでござい
ます。これらは、都道府県警察の執行の
長でございまして。しかしながら、その
仕事の遂行にあたりましては、全面的
に都道府県公安委員会の管理に服する
といふことを規定いたしました。都道
府県公安委員会の管理に服し、そうし
て執行の長としてその事務を統括し、
並びに所属の警察職員を指揮監督する
ことといたしたのであります。

第四十九条は、そのうちの警視総監
の任免に関する規定でございまして。警
視総監は、首都の警察の長といふ重要
な地位でございまして、特にこれは
内閣総理大臣が国家公安委員会の意見
を聞いて任免することといたしてあり
ます。反面におきまして、都公安委員
会は、管理機関であるところの立場か
らいたしまして、任命権者であるところ
の内閣総理大臣に対しては、警視
総監の懲戒または罷免に關し、必要な
勧告を行うことができることとしたし
たのであります。

第五十条は、他の道府県警察本部長
の任免に関する規定でございまして。警
察本部長は、警察庁長官が、国家公安
委員会の意見を聞いて任免する。国家
的な事務を円滑に遂行することができ
ますように、長官が特に国家公安委員
会の意見を聞いて、任免することとい
はしたのであります。また警視総監の
場合と同様に、管理権者であります
ところの道府県公安委員会は、任命権
者でありますところの長官に対しては
して、警察本部長の懲戒または罷免に
關し、必要な勧告を行うことができる
権限を与えることによりまして、任免
の適正を期したのであります。

第五十一条は、方面本部に関する規
定でございまして。これは先ほどの北海
道におきまして、これは先ほどの北海
道の規定と見合う規定でございしま
して、北海道の広域であるところの特殊
事情からいたしまして、これを五つ以
内に方面本部を置きまして、その方面
ごとの方面本部を置きまして、その区域
内の警察の事務の処理に当らしめるこ

といたしたのであります。方面本部には方面本部長を置きまして、この方面本部長の職責は、道警察の中の下部組織であるということを除きましては、各道府県本部長とまったく同様

に、その方面本部の事務を、方面公安委員会の管理に服しつつ統括いたします。部下の警察職員を、道警察本部長の命を受けまして指揮監督することとしたのであります。方面本部長の性格、方面本部長の地位と申しますが、これは特に重視いたしまして、道府県の警察本部長と同様に、第四項におきまして、第五十条の警察本部長の規定を準用することにいたしまして、北海道警察本部長の任免ではなく、警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免する、こういうことにいたしましたのであります。この場合におきまして、この懲戒、罷免の勧告権だけは、これはこの方面本部長を管理いたしておりますところの方面公安委員会が勧告権を持つこととしたのであります。方面本部の数、名称、位置、管轄区域は、これは北海道警察の一つの内部組織になりますので、この法律に定めております五つ以内の範囲においてどうするかというようなことは、北海道において条例で定めるべき事項となりまして、条例で定めることとしたのであります。しかしながらこれは北海道の方面本部の重要性にかんがみまして、国家公安委員会の意見を聞いて――まったくかつてに条例で幾つかの区域をわけられるというよう

なことがあつては困りますので、意見を聞いて条例で定めることとしたのであります。方面本部の内部組織につきましては、道府県警察本部の場合と同様に条例で定めることといたしたのであります。

第五十二條は、警察署等に関するところの規定であります。都道府県の区域をわかつて、各地域に警察署を置く。そうして警察署に署長を置き、署長の職責については第三項に規定をいたしたのであります。警察署の名称、位置、管轄区域、これもまた都道府県警察におきます重要な事項でございまして、特にこれは政令で定める基準に従ひまして、条例で定めることとしたのであります。また警察署の下部機構として派出所、または駐在所を置くことができるようにいたしております。

第五十三條は、府県警察学校等に関する規定でございまして、これは現行法のもとにおきましても、それ／＼警察学校を持つていたのでございますが、今回は北海道の場合には管区警察学校が設けられないことになっておりますので、道警察学校は他の地域におきまして管区警察学校と同様の仕事をするようにいたしまして、幹部としての必要な教育訓練その他所要の教育訓練をいたすす。これは、警視庁警察学校、府県警察学校、それから北海道におきましては方面警察学校が、警察職員に対しまして、その、新任者に対するところの初任教養とか、その他必要な現任教養を行うことといたしたのであります。

第五十四條は、都道府県警察におきまして、その職員に関する規定であります。都道府県警察には警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置くことといたしております。警察官という名称を用いましたのは、後

に警察職員の章にございすように、警察官というのには一定の職権を持ちました者の集合名称として用いました。した、特に警察官、警察吏員という名称の制限をやめまして、都道府県警察の場合にも、身分は地方公務員でございまして、警察官という名称で、一般に使われる名称でございまして、踏襲することにしたのでござい

ます。警視總監、警察本部長、方面本部長、警察署長というような執行の責任者は、いずれも警察官をもつて充てるといふことを明記いたしました。それから職員に委任に関する規定でござい

ますが、警察本部長や方面本部長の任免はすでに前に出ておりますが、それ以外の職員の任免につきましては警視正以上の階級にあるところの警察官は、一般職の国家公務員たる身分を有せしめることといたしております。これは長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免いたします。その他の一般の警察官並びにそれ以外の職員の大部分は、警視總監または警察本部長が、それ／＼の場所におきまして、それぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて任免することとしたのであります。この場合におきましても、今までの本部長の任免の場合と同様に、管理権者でありますところの公安委員会に、それ／＼長官あるいは警察本部長に、対しまして、懲戒、罷免の勧告権を有することといたしたのであります。

第五十五條は、都道府県警察職員の人事管理に関する規定であります。都道府県警察職員のうち、警視正以上の階級にある警察官は、これは一般職の国家公務員といたしております。これは国家的な警察事務を遺儀なく円滑に遂行せしめる目的をもちまして、最小限におきまして地方的な性格あるいは国家的な性格の両面を持ちますところの警察事務を総括いたしますところの首脳幹部だけに、国家公務員の身分を持たしめることによりまして、府県警察が国家的な要請にも十分沿ひ得る態勢を整えることとしたのであります。この職員の数は、定員におきましては一応の予定といたしまして二百五十名を予定しております。第二項がそれ以外の一般の警察官並びにその他の警察職員、都道府県警察の職員の全体でございまして、その数はおおむね十二万五千人でござい

ます。警視官の数が約十一万、それ以外の一般職員の数が約一万五千人とお考えいただきたいと思つてござい

ます。この大部分の十二万五千人の都道府県警察の職員は、当然これは地方公務員といふことに相なりまして、地方公務員法の適用を受けることは当然でござい

ますが、ここにはその地方公務員の適用を受けるにあたりまして、いろいろ／＼細かいことを条例や府県の人事委員会規則で定めることといたしております。それらの事項につきまして警察という職務の特殊性を考慮いたしまして、その定め方にあたりましては第三十四条第一項に規定する職員すなわち警察庁の国家公務員たる職員の例を基準といたしまして、その地方公務員法に基

いて条例や人事委員会規則を定めるといふ旨を規定いたしましたのであります。その規定する内容のおもなものは、ここに書いてございすように、「職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、服務並びに公務災害補償」

等に関する規定を、国家公務員の例を基準として定める旨を規定したのであります。

第五十六條は、府県警察職員の定員に関する規定でござい

ます。警察庁の職員は行政機関定員法によつて定めるわけ

でございますが、府県警察におきましては警視正以上の職員は、国家公務員の身分をな

るほど持ちますけれども、これはしかしながら国の行政機

関に属する職員でござい

ませんので、自治体であるところの府県警察に属する職員でござい

ます。そういうこととからいたしまして、この地方警務官、すなわちこれは警視正以上の階級にある警察官の名称をかりにつけたものでござい

ますが、その定員は都道府県警察を通じて、政令で定め

ます。これが先ほど申し上げましたように、約三百五十人と予定いたしております。その都道府県警察ごとの階級別定員は、警察庁の職員と同様に総理府令で定めることといた

しております。その他の約十二万五千人に当ります大

部分の地方警察職員の定員は、これは地方公務員法の適用を受ける者でござい

ますので、条例で定めることといたしております。ただこの場合におき

まして警察官の定員、これは階級別にござい

ますが、警察官の階級別、府県別の定員につきま

しては、政令をもちまして一定の基準を定め

まして、それに従わなければならないといふこと

にいたしまして、特に警察官については条例で定め

ますけれども、その全国的な均衡に遺憾なからしめるようにいた

してゐるのでござい

ます。第五十七條は、組織の細目的規定は、都道府県公安委員会規則で定めら

れるというを規定したものである。

次は、第四節、都道府県警察相互間の関係についての規定でございます。現行法におきましても国家地方警察、市町村警察にわかれておりますけれども、この市町村警察相互間あるいは国家地方警察と市町村警察とは「相互に協力する義務を負う。」という規定が、現行法の五十四条にあるのでございます。今度は府県警察ということになりまして、その府県警察相互は協力する義務を持つものであるというを明文として現わしたのであります。なお現行法にはそのほか「相互に、犯罪に関する情報を交換するものとする。」といったような規定がございますが、これは相互協力義務の精神の現れとして具体的に特記したことでございますので、今度は五十八条の「相互に協力する義務を負う。」という一本の規定にとりまとめたのでございます。

第五十九条は、都道府県警察におきましますところの援助の要求に関する規定でございます。現行法におきましても援助の要求というものがございまして、国家地方警察、市町村警察間がそれ／＼援助の要求をなし得ることになつておるのであります。府県警察になりまして、府県警察相互間、また特別の場合におきましては警察庁の専門的な技能を持つ者に対して援助の要求をするという場合がございします。第五十九条は警察庁または他の都道府県警察に対して都道府県公安委員会が援助の要求ができることにいたしましたわけでありまして、援助の要求が公安委員会と警察本部長に

区々にわかれることがありませんように、援助の要求の主体になるものは、あくまで公安委員会ということにいたしましたのでございます。二項はそのような場合におきまして都道府県公安委員会が、他の都道府県警察に援助の要求をする場合においては、「あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡しなければならぬ。」旨を規定したのであります。都道府県警察というようになり、大きな警察というものが、他の都道府県警察に援助を求めなければならぬというようになり、相当重大な場合でございします。警察庁といたしましては、そういう場合におきましては、調整の必要が生ずる場合が多かろうと思ひますので、特に連絡義務を課したのであります。第三項はこの援助の要求によりまして他の府県警察の警察官が応援派遣され、あるいは警察庁の職員が派遣されたような場合におきまして、その派遣された警察官は援助の要求をした府県におきまして、その府県公安委員会の管理のもとに職権を行うことができるという規定いたしました。これは現行法の援助の要求の場合におきましても、援助の結果派遣された警察官は自己の主体性においてではなく、その援助の要求をいたしました公安委員会の管理のもとに服従して、援助の目的に沿つて職権を行使するという規定の趣旨になつたのでございます。なお現行法におきましては援助の要求の場合におきましては費用の負担関係が、こまかく規定いたしました点がございしますが、現行法におきましては国家地方警察、市町村警察にわかれております関係上、費用負担の規定をはつきりさせる必要がござい

したし、特に国家的な要請において用いたしなす場合には、国が負担しなければならぬという規定の必要がございしましたが、昨日経費の規定のところでも申し上げましたように、相当広域にわたりますような出動といったような経費は、おおむね国庫が支弁することになつておりますので、まず費用負担の問題は大部分の場合問題がないと思ひます。それから国庫が支弁しないような仕事の性質のものにつきましては、援助関係ができましたような場合においては、これは当然に両者の協定によるのでございしますが、協定の性質は当然援助を要求したところが負担するようになり、解釈すべきであると思ひます。これは現行法におきましても市町村警察相互間の費用の負担は特に明記してございせんので、一応要求者が費用の負担をするのが本則であるという解釈になつておるのでございます。

第六十条は府県警察の管轄区域外においての権限の行使に関する規定でございます。これも現行法におきましては第五十八条において非常に詳細な規定があるのでございます。法案の第六十条におきましては「その管轄区域外における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に關連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。」これは現行法の五十八条の規定と書き方こそ違ひますが、その管轄区域外におきましますところの権限の行使の範囲、限界につきましては、おおむね同様の考えであります。ただ現行法は、市町村警察が国家地方警察の統制に服しないといったような厳格な条項がございします関係上、犯罪をめぐ

りまして、その区域内で行われた犯罪、その区域内に始まつた犯罪、その区域内に及んだ犯罪並びにこれに關連する犯罪というような犯罪を中心としたものでございしますが、府県警察だけになつておりますので、これはここに掲げてございしますような警察の責務につきまして、關連して必要がある限度においては、管轄区域外においても権限を行使することができると規定によりまして、實際はそれ／＼具体的に話合ひによりまして、これがいたずらに府県間に紛争の的となることのないように留意せしめたいと考へるのでござい

す。二項はその場合におきまして、管轄区域外に権限を及ぼす場合におきましては、その区域を管轄している警察との緊密な連絡義務を規定いたしましたのであります。

次は第五章の警察職員につきまして御説明を申し上げます。今回の法案におきましては、特に警察職員という章を設けまして、警察職員について通則的に規定すべき事項を単独の章として網羅せしめたのでございます。第六十一条は警察官の階級に関する規定でございます。これは現行法におきましても、国家地方警察、市町村警察の／＼そのところに規定があるわけでございます。現行法におきましては、国家地方警察の場合におきましては、長官、次長というものが階級名の一つになつておりました。それ以下警視長から巡査までの階級があるわけでございますが、今度の場合におきましては、長官は階級を特に保有せしめな

といたしまして、警察官ではございませうけれども、これは階級を持たせないで、長官がすなわちそれ自身が警察官であるということになりました。警察官の階級をいましては、警視總監と警視監を加へまして、現在と同じように階級をいましては、警視總監は首都警察の長でありますものについては、新たに大きな警察でございしますとか、特に重要なすに對しまして、約九人ばかりを警視監の定員に定員上は予定をいたしている次第であります。

第六十二条は警察官の職務に関する規定でございます。これはおおよそ現行法にもこのような規定が国家地方警察、自治体警察ともにあるのでございします。

第六十三条は警察官の職権行使、これは職権行使と書いてございしますが、その管轄区域を明瞭ならしめる意味の規定でございます。この法律はすべて警察の組織法でございまして、職権行使のあり方を規定する法律ではございせん。この六十三条の場合におきましては自己の管轄区域外において職権を行う。ただこの法律において特別の定めがある場合を除くほか——特別の定めというのを申し上げますと、先ほどの援助の要求のあつた場合、応援に行つた場合、それから管轄区域外に職権行使が及んだ場合、それから次の二箇条がございしますように、現行犯人に關しする場合、それから移動警察の協議が整ひました場合、それから後の緊急事態の場合にこれまた遠くへ派遣された

場合、このことが、特別の例外の場合でございませう。

第六十四条は現行犯人に関する職権行使の規定でございませう。御承知の通り刑事訴訟法の二百三十三条によりまして、現行犯人につきましては、普通の私人でございまして何人といえども逮捕状なくしてこれを逮捕することができると規定がございませう。警察官には自己の警察の管轄区域という職権行使の制限がございませうので、従いまして自己の管轄区域内におきまして現行犯人を逮捕いたしました際には現在でも問題はございませう。しかし自己の管轄区域外のところにおきまして現行犯人の逮捕に当りますような場合におきましては、警察官としての職権行使というものは区域外でございませうからないうことになりませうので、もちろん逮捕状なしに一般人同様に逮捕することはできるのでございませうけれども、これは警察官としての職権行使ではなくて、一般人と同様の刑罰二百三十三条の権限でしかないという問題が現在においても多々あるのございませう。そういう場合におきまして警察官が現に犯罪を行いつつある犯人を逮捕する場合におきまして、公務執行妨害が成立いたしませんとか、あるいはそれによりまして警察官が負傷いたしましたとか、公務災害補償の支給につきましても疑義があるというような障害がございませうので、かねてこれは問題になっており、全国の公安委員会からも非常な要望が年々歳々出ておつた問題でございませう。これは現行法に規定がないからでございませうので、管轄区域におきまして職権行使の多

多例外の場合があるのでございませうが、その一つといたしまして、この場合は警察官は現行犯人の逮捕に關しましては、いかなる地域においても警察官としての職権を行うことができる旨を規定いたしましたのでございませう。

第六十五条は移動警察に関する職権の行使でございませう。これはずつと昔から警察は移動警察といふものをやつております。現行法におきましては、この移動警察は一つの援助の要求の組合せといたしまして、十県なら十県の範囲で移動警察をやります場合には、それ／＼の援助要求を根拠といたしましてやつておりますが、いかにもその援助の要求は移動警察の場合は恒常的なものであり、かつ非常に複合的なものであります関係上、特に今回は移動警察に關する職権の行使という規定を設けまして、二以上の都道府県警察にまたがりますところの交通機関においての移動警察については、関係都道府県警察の協議によつて定められた管轄区域内において職権行使ができる。協議ということにいたしましたので、この協議によつて定められた管轄区域内におきましては、個々の警察官の所屬する管轄区域外においても職権行使ができるという管轄区域についての本則の例外としての規定を設けたのでございませう。

第六十六条は、小型武器所持に關する規定でございませう。「警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができ」とこれは御承知の通り警察官等職務執行法におきまして、武器の使用は一定の厳格な制限のもとに認められておるのであります。しかし現行法におきましては、警察官のこの所持に關する規定の明文を欠くのでございまして、いろいろの点におきまして明文の根拠がないというところは困る点でございませう。それから他の鉄道公安官でございませうとか麻薬取締官といふようなものにおきましても、小型武器の所持は規定されておるのであります。なおこの小型武器といふのは現在におきましては拳銃のことを稱するものであると御了解いただきたいのでございませう。

第六十七条は被服の支給等に關する規定でございませう。これは警察官が被服の支給を受けたり、それから裝備品の貸与を受けるのでございませう。被服は御承知の通りであります。裝備品といふのは、あるいは警棒でございませうとか、手錠でございませうとか、警笛でございませうとか、また先ほどの拳銃、帶草といふような裝備品があるのでございませう。被服の支給は、給与の一つとして見られる点もございまして、はつきりした法律の根拠がないと不都合なのでございませう。現行法におきましては、巡査給与品及び貸与品規則という古い勅令が警察法の附則によりまして生きております。しかし今度は警察法が全文的に改正せられますので、この古い生きていた勅令が根拠を失いますので、この法律の中に於いて、国は警察官の警察官に對し、県は都道府県警察の警察官に對し、市は市警察の警察官に對し、町は町警察の警察官に對し、村は村警察の警察官に對し、それぞれ、政令、条例の定めるところによりまして被服の支給、裝備品の貸与をすることができ旨を規定いたしましたのであります。

第六十八條は皇宮護衛官の階級等についての規定でございませう。皇宮護衛官の階級は、現行法におきましては警視長から皇宮巡查までとなつておりますが、警察官の場合に警視監といふものを加へたもので、ある場合におきまして警視監たる者を任命すべき必要が生ずる場合も予想されますので、警視監を加へまして、皇宮警視監以下の八階級にいたしましたのでございませう。第二項、三項は、皇宮護衛官について警察官と同様の規定を適用すべきものを規定いたしましたのでございませう。

第六十九條は、警察職員に關する、制服、表彰に關する事項を國家公安委員會規則で定めることを規定いたしましたのでございませう。これも現行法におきましてそれ／＼公安委員會規則で定めることができるようになっております。礼式とか、制服とか、表彰とかいふことは、警察職務の特殊性からいたしまして、全体的に一つの秩序規律をあらしめるために必要な事項であり、しかもこれは単なる内部的なことである場合が多いので、國家公安委員會規則で定めることとしたのであります。

次は第六章におきまして、緊急事態の特別措置に關する規定を御説明申し上げます。現行法におきましては、第七章におきまして、國家非常事態の特別措置の規定が存するのであります。が、今回はこの國家非常事態といふ名稱を改め、緊急事態といふことにいたしましたのは、その特別措置の内容としては現行法の規定するところと何ら趣旨においてかわりはないのでございませう。むしろ警察組織全体に一つの變更が加へられますので、現行法の場合よりはる効果というものが比較的に多いものになつてゐる場合が多いのであります。

第七十條は、この緊急事態を布告いたします場合と、その内容を規定いたしましたのでございませう。「内閣總理大臣は、大規模な災害又は騒亂その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があるとき、治安の維持のため公安委員會の勅告に基き、全國又は一部

ありませう。現行法におきまして國家非常事態、今回の法案におきまして緊急事態といふものは、一つの治安が相当乱れたような場合におきまして、警察官が平常の警察組織ではどうも完全に職務の遂行ができたいといふふうな認められる場合におきまして、この組織のあり方が非常のあり方にかゝる規定でございませう。國家非常事態という現行法の名稱は、いかにも何か非常に關する國民の權利義務に關するある実体的なことが予想される事態のような感じを受けますが、この緊急事態の特別措置はそういう実体的なものではなく、あくまで警察の組織法の範圍に於いての特例の措置であることにすぎないものでありますので、緊急事態といふ名前にかゝつたのでございませう。ことに現行の保安法におきましては、出動の場合に「非常事態に際して」ということを規定いたしておるのであります。保安隊が出動するような場合は、一般的に申しまして警察力では十分仕事ができないといふた、よほどの事態でなければならぬかと思ふのであります。

その場合が非常事態といふことになつておりますので、警察の中で組織がかわつたといふだけの事態の際におきまして國家非常事態といふのは、後に保安法ができました関係上、その均衡上のことにつきましても配慮をいたしたのであります。

の区域について緊急事態の布告を発することができると規定したところの布告が、現行法におきましては、「国家非常事態に際して」となっており、その他の緊急事態」ということにより、その程度をはつきりしたたのであります。しかしながらこれは第五條におきまして、警察庁が平素大規模な災害、騒乱というような国の公安にかかるとする場合には警察官に當つておきますので、事態がさらに大きなものになりまして、緊急事態と稱し得るような、一つの治安の擾乱した状態になりましては、内閣総理大臣がこの布告を発する。しかもこの布告は現行法同様国家公安委員会の勧告に、あくまで基いてやるものであるということも明記したておるのであります。なおその布告は全国の場合もござい、地方的な一部の区域の場合もあるでござい。

七十一條、七十二條は、この緊急事態の布告が発せられた場合の布告の効果とでも申すべきものであります。この特別措置の場合の内容を規定したものでござい。現行法におきましては、この布告の効果といたしましては、おおよそ二つの意味があつたのでござい。つまり警察の単位自体が非常にたくさんあるものにわかれております。しかもそれが市町村自治体警察といたしまして、平素におきましてはまったく独立的な地位を持つておるものでありますので、国においては何らの権限がなかつたわけであり。この現行法におきましては国家非常事態の布告の場合に初めて、独立して

おる、府県公安委員会のもとにある皆さんの国家地方警察や市町村自治体警察に對しまして、総理大臣が統制できるという意味が一つあつたのでござい。いまひとつの意味は、公安委員会制というものがあるが、公安委員長が、この場合長官や警察管区長が、現行法におきましては公安委員長が、現行法に於いては、直接に執行の職員同士がそれらの指揮命令關係に立つたという、つまり国家公安委員会がこの限りにおいて横にはずれるという意味を持つておるのでござい。この二つの意味を持つておるものが、現行法の規定でござい。今この法案におきましては、たゞさんの警察がばらばらにあるのを統制するといふ意味におきましては、いわゆる大規模な災害、騒乱というような事態のさらに緊急化したものでござい。第五條によりまして、一應警察局長が指揮監督権を持つておるわけにござい。第一の意味は失われておるのでござい。第二の意味は、国家公安委員会や府県公安委員会がある限度において、つまりこの事態の収拾を可能ならしめる限度において横にござい。そうして総理大臣がこの場合初めて直接に長官を指揮監督する關係に立つのでござい。平素におきましては、総理大臣は長官、総監の任免権しか持つていないわけにござい。この場合におきましては職務上も長官を指揮監督するといふことになり、また長官や管区警察局長は府県公安委員会を通じてこの布告の区域内におきましては、直接に警察本部長というふうなものであるに對して、諸般の必要な指揮命令ができることになりたておるのでござい。

それがこの布告の効果の内容でござい。第七十一條はこれを明記いたしまして、内閣総理大臣はこの布告が発せられた場合におきましては、本章の定めるところによりまして一時に警察を統制する。現行法におきましては、一時的に全警察を統制するといふことが、先ほどのような意味におきまして「全」という字をとりました。それからこの場合におきましては、内閣総理大臣はその緊急事態を収拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。国家公安委員会がこの限りにおきましては、直接に長官を指揮監督することになり、国家公安委員会は最後にござい。第七十二條はやはり布告の効果といふことで、先ほど申し上げましたように、この布告が発せられた場合には、長官は今度は公安委員会を通じて布告の区域内の府県警察の警察本部長に對しまして、管区警察局長も同様に、必要な命令を発したり、また必要に指揮をすることができるとなつておるのでござい。これも現行法にあるところと、その關係においては同様でござい。それから第二項は、今度は布告の区域外に對しましては、布告の区域内に對する応援のために派遣をすることを命ずることができるとなつてござい。これも現行法に規定がある通りでござい。ただこの場合におきましては布告の区域外といふのは一応平穩に警察事務が行われている場所をござい。布告区

域外に對する場合には府県警察に對して、このように規定したところの府県公安委員会というものがあつたわけにござい。府県公安委員会は通過してその応援派遣の命令はなされるというふうな區別は、このわけにござい。第三項は、このような場合におきましては布告区域外に派遣された警察官、あるいは布告区域外に派遣された場合を含めまして、その警察官は府県の管轄区域といふものを離れまして、その区域内におきましては、いかなる地域においても職権を行使することができるといふことになりたておるのでござい。これも応援派遣の場合の例外の職権行使は現行法の規定するところであり。

第七十三條は、この緊急事態の布告につきましては国会の承認及び布告の廃止に關する規定でござい。これは現行法に規定する通り、このような警察の組織が非常の態勢に移るといふことは重要な事項でござい。このことでは重要な事項でござい。このことでは、国家公安委員会の勧告に基いて布告を発しますが、その発した日から二十日以内に国会に付議してその承認を求めなければならぬといふのは、現行法の規定でござい。ただ現行法は、この場合に六十五條におきまして、もしも衆議院が解散されておるときは日本国憲法の規定によつて緊急集会による参議院の承認を求めなければならぬといふことでありまして、必要な場合には国会を召集したり、また緊急集会によりましてこの参議院の承認を求めるはかなくいふ規定になつておりましたが、これはその後出た保安庁法の出動に關する規定

と同じように、国会が閉会中、または衆議院が解散されているような場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかに承認を求めなければならぬといふことで、保安庁法の出動の場合よりはさらにむづかしい規定をつくつておるのを、均衡上保安庁法の出動の場合と同じような規定にいたしてござい。

第七十四條は国家公安委員会の助言義務でありまして、この条項によりまして、総理大臣が諸般の職権をこの場合持つてござい。この場合国家公安委員会が直接長官を指揮監督する必要がある場合におきましては、絶えず必要な助言をしなければならぬといふことを規定してござい。

第七章は雜則に關する規定でござい。第七十五條は檢察官との關係に關する規定でござい。これは現行法の規定と同じであります。ただ「別に法律の定めるところによる」といふのを、はつきりと「刑事訴訟法の定めるところによる」といふことを明記いたしましたこと、それから檢察總長と緊密な連絡を保つものとしたこと、国家公安委員会のはかに、国家公安委員会のもとに権限を持つことになつておきます長官を加えたのでござい。

第七十六條は恩給に關する規定でござい。今度のこの改正案によりまして府県警察の職員となる者のうち、いわゆる地方公務員法の適用を受ける者については、然つておれば恩給法の適用がなくなるわけにござい。特に地方警察職員となりまして、そ

の全体につきましては恩給法の規定を準用することとしたしました。人事の交流が行われましたような場合でありますとか、あるいは警視の階級の者が警視正になるとかいうことによつて身分がかわりました場合に、恩給法上別の体系になりまして、そこに非常に支障が生ずるというところがないようにいたしてあるのをごいいます。これは警察職員としても非常な恩恵であると存するのではありません。この場合におきまして七十六条の規定は恩給法の規定を準用すること、その場合に権利の裁定や負担者や恩給の納金の際の読みかえの規定を書きまして、さらに第二項におきまして、いわゆる恩給法の中に警察監獄職員——これは警部補以下の者は特に十二年で普通の恩給がつくようになつておりますが、警部以上のものは文官という恩給法上の用語であり、それが、それにわかれておりました、その区別を明確にいたしてあるので、ごいいます。さらに第三項におきまして、今後地方警察職員が、国家公務員たる者が府県警察の職員になりましたり、あるいは府県警察の職員が他の府県警察の職員になりましたような場合におきまして、それ／＼恩給法の準用を受ける、つまり雇用人は恩給法上入りませぬけれども、雇用人を除く恩給法上の適用ないし準用のある者については、それらの転任についてはこれを勤続というところに見なすということにいたしまして、一々それが退職と見なされ、先ほど申し上げましたように人事の交流について遺憾なからしめ、かつ本人の利益というものをはかつているのであります。

第七十七条は国有財産等の無償使用等に関する規定でございます。これは国有財産法や財政法によりまして、国の財産というものは無償で貸付をするというふうなことの制限や禁止の規定があるのをごいいます。ことにこの場合の警察庁の財産は、行政財産たる性格のものが多くございまして、格別のものが多くございまして、この場合にございまして、教育施設や通信施設や犯罪鑑識施設等については、国がこれを管理することになつておりますけれども、実際にございましては府県以下にあるものにつきましては、府県警察に無償で使用させる場合がございまして、国有財産法、財政法の規定との関係上これを明記いたしたのでございいます。第二項は警察通信施設の使用でございます。これはまた警察の性格がそれ／＼府県という自治体でやる、専用の電話線ということになります。他のものに転用してはならないという公安電氣通信法とか、有線電氣通信法の規定がございまして、その関係上、警察庁と専任者となつて、その都道府県警察とが相互に警察通信施設を使用し得る旨を規定いたしてあるのであります。現行法におきまして、これは第四條に同様の規定がございまして、それにかわるものであります。第七十八條は「この法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項」と云々緊急事態の布告の実施の手續でありますとか、まかいことにつきましては、必要の範囲において政令で定めることにした規定でございます。

最後に附則についての御説明を申し上げます。附則は二十八項からなつておりますが、その中のおもなるものにつきまして概略だけを御説明いたしたいと思ひます。施行期日でございますが、この法案の施行期日は七月一日から施行することになっております。但し条項によりましてこの法律の施行のための必要な準備行為に類するもの、これは、公布の日から施行することといたしてあります。おむね前の警察法の場合には三箇月を越えない期間というのがございまして、それによりまして諸般の準備行為を可能ならしめるという見地から、七月一日という日をきめました次第であります。

第二項は現在の国家公安委員会と府県公安委員会というものは一応生れかわるという規定であります。この法律によりまして新しくなりますので、一応廃止して新しく委員を選任し直すというのを念のために規定いたしたのでございいます。第三項はその場合の公安委員の選任のための必要の手續、国会の同意というふうなことを、七月一日から公安委員会が政として管理としていなければならぬ関係上、そういうふうな準備行為をすること、この法律の施行前においても行うことがでる旨を規定いたしたのでございいます。第四項、第五項は最初の国家公安委員会の委員の任命に関する規定でございます。最初、最初の任命の場合だけ、五人のうち任期を——任期は五年でございまして、全部一齊に改選されるとします、いつも五人ずつ改選されるということになりまして、公安委員会としての継続性というものがなくなり、年、四年、五年というふうに、最初の委員に限りまして任期の差別をいたしたのであります。第五項はその任期は内閣総理大臣が定めるということにいたしましたのであります。

第六項はこの任命の場合におきまして、本省の中にございまして、同じように、もし国会の閉会等の場合におきましての処置につきまして、事後承認の手續ができることを規定いたしたのであります。第七項、第八項は、今度は府県公安委員会の委員の任命につきまして、先ほど国家公安委員につきまして申し上げたと同じように、一年、二年、三年という最初の任期につきましての例外の規定を設けてあるのであります。

第九項と第十項は、従前の警察職員に対する身分の継続の規定でございます。一応国家地方警察、市町村警察ともに廃止されるのが、今回の法案の建前でございますので、国家地方警察本部におきまして、これは廃官廃庁ということになるわけでございいます。市町村自治体警察もなくなるということになるのでございいます。組織は確かにそうなりますが、その職員につきましては、別に辭令を發せられない限り、それらの職員というものの身分継続の規定を設けまして、継続的に新しい警察の職員となることのできるようになしたのでございいます。第十項の場合におきましては、ここに掲げてございまして、その都道府県の国家地方警察の職員も、その都道府県の区域内にあるところの自治体警察職員も、その都道府県に置かれるところの今度の都道府県警察の職員になるという規定を規定いたしましたのであります。この規定によりまして、国家公務員法上も新規採用ということになります、六箇月が条件付の採用期間という非常に仮の身分になるわけでございいます。この身分継続の規定によりまして、条件付採用ということではなく、身分が普通の状態において継続されるということになりまして、職員に不安をなからしめたのでございいます。それからその場合の定員につきましては、ただ五十六条の都道府県警察職員の定員の規定によりまして、警視正以上の者につきましては政令で、それから大部分の地方公務員である者につきましては条例で、定数を定めることになつておりますが、今回定員整理の問題がございまして、その政令や条例におきまして、現在おります人間よりは、その定数の方が少いというところになるかと思つてございまして、その余りの部分、つまりそれを越える数につきましては、政令や条例の定めるところによりまして、その期間の間は定員外としておくことができません。これは国家公務員の方の行政整理につきまして、近く国家に行政機関定員法が提案されると聞いておる者であります。その場合に定員を越える者は一一定の期間定員外とされるのを見合ふのでございまして、これは府県の機関でございまして、国の行政機関定員法の定めるところではございせんので、政令や条例で同様の規定を設けまして、地方公務員につきましては、この提案理由の説明にもありますように、四年間の期間内にこの整理をするというところをいたしておるのでございまして、それから国家公務員につきましては、この政令で定める方の警視正以上の者につきましては二年間の範囲で、他の国家公務員同様に二年間で整

理をするということにいたしておるの
でございます。

第十一項から第十四項までの規定は、警察用財産の処理に関する経過規定でございます。警察の組織が国家地方警察から府県に移る、それからまた市町村警察から府県に移る、二重の關係におきまして、国と市町村から警察が府県に移るわけでございます。それに伴いまして、行政財産としての財産が、警察組織の変更に伴いまして新たな団体に移つて参るということとは、当然のことであると存するのであります。ただその場合におきまして、どの財産が必要であり、どの財産をどういうふうに移転するかということは、今までの改正の際のような機会におきましても、物件的にその財産がたちまちある日をもつて移転するということのような書き方ではなくて、やはり地方自治法の規定なり地方財政法の規定によりまして、その地方公共団体の議決によりまして移転をしておるのでございます。それから必要な物、不必要な物というふうな認定がございまして、事実上は協議によるという扱いであつたと思つたのであります。これにつきまして、特に今度は市町村という団体から府県に移る——二十三年は府県という団体から市町村に移つたのでございまして、今度は逆に参りますので、広い方の上級の団体に移る場合もございまして、この關係を特に協議によるということをお願いしたのでございまして、先ほど申しましたように、国から府県に行くものと、市町村から府県に行くものと、市町村から国に来るものと、こういう三つのコースがあるのでござい

ますが、それらにつきまして、十一項は土地を除き、それ／＼これ／＼の間にあつてあらかじめ協議するところに基づき、かつ第三十七條に規定する経費の負担区分に従つて、それ／＼その三つの關係において譲渡するものとするといふことを規定いたしましたのでございまして、協議によるのでございまして、この経費の負担区分については、たとえば通信、鑑識、教養といったようなものについては国に移るわけでございます。それから一般庁舎とか校舎とか、被服といったような装備品については、これは府県に移るわけでございます。その關係をはつきりいたしておるのでございます。

第十二項は、この場合におきまして、他の機關と共用している場合の、國または地方公共団体所有の財産についての使用の規定をきめたのでございまして、これも以前、二十三年等にあつたのと同様の規定でございまして、使用することというのを明瞭ならしめたのでございまして。

十三項は、この十一項、十二項の譲渡または使用の場合の無償有償の關係でございまして、前二項の規定による譲渡使用は原則としては無償といたします。これは先ほど申し上げましたように、行政財産が新しい団体に、組織の変更に伴つて移るわけでございますから、ことに二十三年におきましては、府県から市町村が無償で取得しておるものが大部分でございまして、それからその際に国から創設の補助金が出たおるものも、かなりあるのでございまして、こういうふうな、もしその取得の過程が無償で取得しているものにつ

いては、新たな団体に對しまして行政財産として無償で譲渡されるのが原則であるのが當然であると存じます。しかしながら例外といたしましては、起債によりあるいはその他市町村住民の負担によりまして、その財産が取得されておるといふような場合もあるのでございまして、こういう場合におきましては、無償とすることが非常に不適当であるといふような場合もあるかと存じます。そこで当該譲渡または使用にかかる財産に伴う負債がある場合、その他政令で定める特別な事情がある場合においては相互の協議によりまして、当該負債を処理し、またはこれを譲渡もしくは使用を有償とするため、必要な措置を講ずることができるといふことにいたしましたのであります。詳しくは、政令で定めるところに書いてございまして、政令で定める特別の事情がある場合として、政令で定めることになると思つてございまして、大体この財産が起債によりまして負債となつておるような場合におきましては、その負債を継承することが原則であるのが當然であると思つて、しかし場合によりましては、これを有償ならしめる場合も必要であると思つて、それから起債による場合以外におきまして、その財産が組織の変更後に区域内の警察用途以外の用途に用いられるような場合も起るかと思つて、その警察本部が警察本部の一部になり、市の警察本部であつたのが、県の警察本部の一部になる、あるいはその財産の規模が非常に一般の市町村の負担以上にわたるような場合がござい

まして、市町村財政に支障が及ぶといふような場合もあるかと思つて、その措置を講ずることができるよういたしましたのであります。

十四項は、これらの財産の移転はすべて協議によるわけでございます。しかしながらその最終的な決定は、その協議がもとめるときに、申立てによりまして内閣総理大臣が政令の手続によりまして裁定することにいたしてあるのでございまして。最終的にはこの關係は裁定できるものであると思つて、もちろんその裁定に際しましては、これは一般の民事手続によりまして争うことができることは當然であるのでございまして。

以上のような關係で、この財産の移転につきまして、それ／＼本則に定めるところによりまして、決して財産が根本的に移転されるものではなく、自治法なり地方財政法の規定によりまして、その団体の議決によりまして、自律的に相譲つて移転するといふ精神を取入れておるのでございまして。

第十五項は、給与に関する経過規定でありまして、現在の給与についてはいろいろの団体に参りまして非常に開きがあります。ことに国に比較いたしますと、都市、ことに大きな都市の警察職員の給与が非常に高いのは御承知の通りであります。その調整の規定にいたしまして、この法律の施行の際に地方警察職員となる者の受ける給与は、前の規定によりまして地方公務員法の適用を受けるわけでございますから、条例で新しい給与がきまるわけござ

います。それでその条例で新しい府県警察の職員としての給与がきまると、そのきまつた給与が元の市町村警察の場合、あるいは法律上は国家地方警察の給与の場合も理論上はあり得るわけでありまして、その元の給与に比べて低くなつておる場合、その額に達しないような場合におきましては、その差額につきまして調整のため、政令の基準に従つて条例によりまして調整額とも称すべき手当を支給し得ることになつたのであります。従つてこの手当は前の給与と新しい給与の差額についての支給でございます。その基準につきましては政令で詳しく基準をきめまして、實際問題として詳細にこれを規定いたしますのは、条例によりまして各府県がきめる問題であると思つて、予算の上におきましても、地方財政計画の方について、一定の財源をこの趣旨通りに準備をいたしておくと、この趣旨でございます。ただこの調整額に当る手当といふものは、永久に支給されて行くといふわけには参りませんで、その差額がなくなるまでの間支給するといふふうに私は考へております。これも政令の基準で定めるところになると思つて、この差がだんだん減つて来る場合におきましては、昇給はいたしますけれども、その昇給に当る額の分を手当の方から落して行くといふことにいたしまして、結局元の俸給額に達するまでの間はこれを見てやる、こういう精神で、要するに今までの給与が急激に減ることによりまして警察職員の生活に非常な打撃を与えない、今までの生活を維持することが

できるようにするための経過的な配慮の趣旨であります。

十六項、十七項、十八項は、特別な処分等につきまゝの経過規定でございまして、十六項は休職、特別待命、懲戒処分をすでに受けておる者、休職と特別待命をすでに受けておる者については、引き続き従前の例によりましてそのまゝ効果が継続する。それから懲戒処分につきまゝは、施行前の事案にかかる懲戒処分について、まだそれがきまつておりません者につきまゝは、従前の例によりまして、前の懲戒処分を行う権限のある者にかわる懲戒処分権者がやつて行くことができるように規定いたしましたのでござい

ます。

国家公務員、地方公務員ともに同様の経過規定でございまして、

十八項公務災害補償につきまゝは、本来ならば公務災害補償というものは、その災害が確定したときの使用者が補償をし、支給すべきものが本則でありますけれども、この身分切りかえは単なる転任や退職とは違ひまして、全面的にすべての職員の身分が切りかわるわけにございまして、補償を受ける職員の便宜も考えまして、七月一日以降におきましては、この新しい給与を支給すべき国または都道府県の負担者が継続して公務災害補償の負担をするということにいたしましたのであります。

十九項は、この場合古い組織がなくなるものがございますので、すでに施行前に退職した警察職員に対するとこの公務災害補償について疑問がござい

す。

第二十項から第二十二項までは退職手当に関する経過規定でござい

ます。これは一口に申しますと、二十項は国家地方警察職員が地方警察職員になつた場合、二十一項は自治体警察の職員が引続いて府県警察の職員となつた場合、二十二項は市町村自治体警察の職員が国家公務員たる警察職員になつた場合でありまして、この三つの場合、いずれも身分が継続されます関係上、特にその切りかわりにおきましてそれぞれ退職手当を支給しない、そうしてその期間を通算するということとした規定でござい

ます。これは一度に多数の者が身分がかわりますので、国家財政においても、あるいは市町村財政においても、全部に退職手当を支給するということになれば、財政上重大な影響がございまして、かつ本人の利益も考えまして、この身分の切りかわりにあたりまして退職手当は支給しない、退職期間を相互に通算するとい

う規定にいたしましたのでござい

ます。第二十三項から第二十六項までは恩給に関する経過の規定であります。恩給については、地方警察職員となつた者につきましても、恩給法の規定を適用するといふことは将来長きにわたる問題でございまして、本章の中に規定いたしましたので、附則の中には今までの特例がついております関係で、この制度の経過規定といたしまして同じようにその特例を継続させるという趣旨の規定であるのであります。現在の警察法の附則の七条それから前回の改正の附則の四項によりまして、二十三年以前の府県警察時代の職員は、恩給法の適用を受けておるのであります。それから町村が住民投票をもつて廃止

いたしました場合に国警へ編入されております場合においても、恩給法の規定の適用を受けているのであります。この二つにつきましても、今度の制度の改正におきましても、その当時から継続して恩給法の適用なり準用を受けている職員については、なおその効力を有するといふことで、その特例の継続を認めておるのが第二十三項でござい

ます。それから第二十四項は、こういう特例がなくて、今まで市町村警察の職員であつて、つまり二十三年以後初めて市町村警察に採用されたところの職員についても、その者が今度府県警察に移ります場合において、退職年金や退職一時金のいわゆる恩給法に準ずべき退職給付を受けないで来ました場合においては、その者が市町村警察の職員として在職した期間を、恩給法の公務員としての在職期間とみなしまして通算する旨の規定を設けたのであります。

第二十五項は、その場合の警察監獄職員と文官との区別に関する規定であります。要するにこれらによりまして、恩給については、府県警察法の切

りかえ、将来またいつか府県警察間の交流等によりまして身分の切りかえ等につきましても、要するに恩給関係が継続するといふふうにお考えいただきま

す。二十六項は恩給法の一部を改正する法律によりまして、昨年若年停止の条項の改正が出ております。これは本年の四月一日から適用されることになつておりますが、ちょうど七月一日からの警察制度改正の前におきましてこれ

が適用されますと、相当長期にわたつて継続しておる職員が、この若年停止でさらに年齢が延長されないうちにやめてしまふという傾向が非常に強く起つておるのでございまして、そういうことになりまして非常に混乱が予想されますので、特にこの恩給法の一部を改正する法律の施行の際に在職しておつた国家地方警察及び自治体警察の職員についてだけは、八箇月の期間を一年間に延長いたしましたので、つまり四箇月その適用を延期する特例を設けたのであります。

第二十七項は警察の共済組合に関する経過規定でありまして、これは非常に複雑な規定でござい

ますけれども、要するに自治体警察の雇用人のうち特別なもの、今まで自治体警察の共済組合に入つておりましたも、これが恩給法に準ずるような退職年金や退職一時金の条例の適用を受けておつたために、今度は共済組合の職員としては継続いたしますけれども、全然新しく共済組合員としてその期間が計算するようになつておる。これは雇用人だけに限りまして、ほかの職員に比べまして非常な不利益なことになるのであります。これをその職員が退職給付を受けない場合に限りまして、市町村警察自体の共済組合としての組合員であつた期間を組合員の期間として通算いたしまして、将来その雇用人が退職する場合におきましても、ほかの職員が恩給法の適用を受けま

す。二十八項は、この法律の施行のための必要な経過措置を以上掲げましたもののほかに必要があれば政令に委任するといふ規定でござい

ます。以上はなほ大略な説明でございまして、御理解を願うには不適當であつたかとも思いますが、また御審議の際に御質疑によりましてお答えを申し上げますことにしたいと思います。

○中井委員長 大分時間がたちましたけれども、この際特にお諮りいたしました。警察法両案に対する質疑は、午後

の会議において行うことといたしまして、去る四日本委員会に付託されました昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案につきま

して、その提案理由の説明を聴取することといたしたいと存じますが、よろしうござい

ます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中井委員長 御異議なしと認め、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案を議題とし、まず政府よりその提案理由の説明を聴取いたします。塚田国務大臣。
昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案
昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律
（揮発油譲与税）
第一条 昭和二十九年年度における揮発油譲与税（以下「揮発油譲与税」という。）は、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の規定による揮発油税の昭和二十九年年度における収入額の三分の一に相当す

る額とし、都道府県及び道路法
(昭和二十七年法律第百八十号)第
七条第三項に規定する指定市(以
下「指定市」という。)に対して譲与
するものとする。

(譲与の基準)

第二条 揮発油譲与税は、昭和二十
九年四月一日現在により、都道府
県及び指定市に対し、左の各号に
定める額の合算額を譲与するもの
とする。

一 総額のうち四十八億円を、道
路整備費の財源等に関する臨時
措置法(昭和二十八年法律第七
十三号)第二条第一項に規定す
る道路整備五箇年計画に定めら
れた都道府県道で、その改築又
は修繕(北海道にあつては、維
持を含む。)について国がその費
用の全部又は一部を補助し、又
は負担するもの以外のものの面
積(指定市の区域を包括する都
道府県道については、当該指定市
の区域内に存する都道府県道の
面積を控除した面積)にあん分
して得た額

二 総額から四十八億円を控除し
た額を、一級国道及び二級国道
並びに前号の規定による揮発油
譲与税の譲与の基礎となつた都
道府県道以外の都道府県道の面
積(指定市の区域を包括する都
道府県道については、当該指定市
の区域内に存する都道府県道の
面積を控除した面積)にあん分
して得た額

三 前項の一級国道及び二級国道並
びに都道府県道の面積は、総理府令
で定めるところにより、それぞれ
当該道路の幅員にその延長を乗じ
て定めるものとする。但し、改築
の要否による道路の種別、自動車
一台当りの道路の延長その他の事
情を参し、よくして、総理府令で定
めるところにより、補正すること
ができる。

2

前項の一級国道及び二級国道並
びに都道府県道の面積は、総理府令

で定めるところにより、それぞれ
当該道路の幅員にその延長を乗じ
て定めるものとする。但し、改築
の要否による道路の種別、自動車
一台当りの道路の延長その他の事
情を参し、よくして、総理府令で定
めるところにより、補正すること
ができる。

(地方団体に譲与すべき揮発油譲
与税の額の決定)

第三条 自治庁長官は、揮発油譲与
税に係る予算が成立したときは、
遅滞なく、都道府県及び指定市に
対し譲与すべき揮発油譲与税の額
を決定し、当該決定に係る揮発油
譲与税の額を都道府県知事及び指
定市の長に通知しなければならない
い。

(揮発油譲与税の譲与時期等)

第四条 都道府県及び指定市に対し
譲与すべき揮発油譲与税は、昭和
二十九年年度において譲与すべき揮
発油譲与税の総額として予算で定
めた額の三分の一に相当する額を
それぞれ五月、八月及び十一月に
譲与する。

(揮発油譲与税の算定に用いる資
料の提出義務)

第五条 都道府県知事及び指定市の
長は、総理府令で定めるところに
より、揮発油譲与税の額の算定に
用いる資料を自治庁長官に提出し
なければならない。

(揮発油譲与税の使途)

第六条 都道府県及び指定市は、第
二条第一項第一号の規定により譲
与を受けた揮発油譲与税については、
その総額を道路整備五箇年計
画を実施するために必要な都道府

県道の改築又は修繕(国の補助金
又は負担金を受けて行うものを除
く。)のために要する費用に、同条
同項第二号の規定により譲与を受
けた揮発油譲与税については、そ
の総額を道路に関する費用に充て
なければならない。

(揮発油譲与税の追加譲与又は返
還)

第七条 昭和二十九年年度における揮
発油税の収入額の三分の一に相当
する額(以下「揮発油譲与税の収
入額」という。)が、揮発油譲与税
の総額として昭和二十九年年度の予
算に定められた額(以下「揮発油
譲与税の収入見込額」という。)を
こえる場合においては、その超過
額に相当する額を、第二条第一項
第二号の規定により、昭和三十年
度又は昭和三十一年度において追
加して譲与し、また、揮発油譲与
税の収入額が揮発油譲与税の収入
見込額に不足する場合においては、
その不足額に相当する額を第
二条第一項第二号の規定により都
道府県及び指定市に譲与した場合
における譲与額に相当する揮発油
譲与税の額を、昭和三十一年度又は
昭和三十一年度において都道府県
及び指定市から返還させるものと
する。

附則

この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十九年年度の揮発油譲与
税について適用する。

○塚田國務大臣 たいだいま議題に供さ
れました昭和二十九年年度の揮発油譲与
税に関する法律案につきまして、その

提案理由及び内容の概略を御説明いた
します。

本法は、さきに提案いたしました
地方税法の一部を改正する法律案及び
入場譲与税法案と同様に今次地方税制
改正に伴う措置として立案されたもの
でありまして、おおむね地方制度調査
会及び税制調査会の答申の趣旨に準拠
しているものであります。

御承知のごとく、揮発油の大部分を
使用して運行される自動車は道路を損
傷いたしますことから、揮発油税は、
道路整備の財源に充てられるべきであ
るとの論はつとになされていたものであ
り、昨年道路整備費の財源等に関する
臨時措置法が制定され、揮発油税相当
額は道路整備五箇年計画の財源に充て
るべきものとなされたゆえにもここに
あるものと考えるのであります。

しかしながら、自動車の利用度の多
い都道府県道はもちろ、国道も管理
責任者は都道府県及び五大市またはそ
の長であり、その道路の管理に要する
費用は都道府県及び五大市の負担とな
っております関係上、揮発油税を道路
損傷負担の一部であると考えますなら
ば、その収入の一部は都道府県や五大
市に帰属させることが相当と思われ
るのであります。かりに国がこれらの道路
の全部を道路整備五箇年計画の対象に
取入れ、従つてまた揮発油税相当額を
もつてその改築または修繕の費用を負
担した場合は補助するとしても、なおそ
の負担金または補助金に伴う地方負担
分の財源が必要であります。ところが
道路整備五箇年計画は国道及び政令で
定める都道府県道その他の道路の改築
及び修繕に関する計画でありますので、
この計画に取上げられた道路の維持に

関する費用及びこの計画に取上げられ
ない一般の都道府県道その他の道路の
維持、改築及び修繕に関する費用は、
いずれも都道府県や五大市において負
担しなければならないのであります。
他面、地方団体において負担する道
路費の財源に充てるといふ意図もあつ
て、別途揮発油税法を改正して四月か
ら揮発油税を二割程度増徴しようと計
画されておりますので、少くともこの部
分の揮発油税収入は道路整備五箇年計
画の財源には予定されていなかったも
のといふことができるのであります。
さらに都道府県道の改築または修繕
につきいづれの箇所を優先的に取上げ
るかについては、むしろ当該都道府県
の意思決定にゆだねる方が実態に即す
ることを思えば、これに必要な財源は
一定の客観的な基準に基いて各都道府
県に与えることが、自主財源の効率的
な使用の面から適當であるばかりでな
く、補助金交付に伴うものゝ弊害
を除去することができると考えるので
あります。このような趣旨において、揮
発油税の収入額の三分の一をもつて揮
発油譲与税とし、これを地方団体の道路
財源としてその道路面積に按分して配
賦することとしたのであります。
しかしながららずで揮発油税の収入
額に相当する金額を道路整備五箇年計
画の実施に要する国の負担金または補
助金の財源に充てなければならぬとい
ふ道路整備費の財源等に関する臨時
措置法も成立していることでありま
すので、この揮発油譲与税の制度を恒久
の制度といたしますには、その間に相当
の調整をはかる必要があるものであり
まして、このような事情から揮発油譲与
税の制度は、さしあたり昭和二十九年

度の措置とするにとどめ、昭和三十一年度以降のことは今後なお十分研究して参りたいと考えているのであります。

以下この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は揮発油譲与税の額であります。すでに御説明いたしましたように揮発油税の昭和二十九年における収入額の三分の一に相当する額を都道府県及び五大市に譲与することとしたしております。しかしながら、昭和二十九年における揮発油税の実際の収入額は、その翌年度にならなければ経理上明かにならないわけでありまして、昭和二十九年における揮発油税の収入見込額に基いて算定した額で予算に計上された額を譲与するものと、予算額と決算額との差額は、昭和三十年度または昭和三十一年度において精算することとしたしておりますのであります。

第二は、譲与の基準でありまして、揮発油譲与税の総額のうち四十八億円は、道路整備五箇年計画に定められた都道府県道の面積に按分して譲与するものとし、残額は国道と道路整備五箇年計画に定められた都道府県道以外の都道府県道と面積に按分して譲与するものとしたのであります。

なお、この道路の面積につきましては、各都道府県の道路の実面積と、それに要する経費は必ずしも正比例いたしませんので、改築の要否による道路の種類、自動車一台当りの道路の延長等により、これを補正することができるとのいたしましたのであります。

第三は揮発油譲与税の使途であります。御説明申し上げました理由により

譲与するのでありますから総額のうち四十八億円につきましては、道路整備五箇年計画に定められた都道府県道の改築または修繕に充てなければならぬが、残額は広く道路に関する費用に充てればよいものとしたしておりますのであります。

最後に譲与時期につきましては道路事業施行の季節を考慮いたし、五月、八月、十一月の三回といたしたのであります。

以上昭和二十九年の揮発油譲与税に関する法律案につき、その提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げたのであります。これらのほか揮発油譲与税の会計につきましては一般の歳入歳出と区分して経理する必要があらますので、特別会計を設け、経理区分を明確にいたすべく、別途法案を用意いたしております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

○門司委員 この機会に大臣にちよつと聞きをしておきたいと同時に要求をしておきたいと思ひますが、それはこの国会に自治法の改正案が提案されるやに聞いておるのであります。この問題は今審議いたしておる警察法その他とも密接不可分な問題であると私は考へる。従つてもし出されるならば、できるだけ早く、要綱だけでもよいから、ひとつ委員会に示してもらいたいというのを一応要求しておきます。

○塚田国務大臣 関連のある諸法案が延び／＼になつておつて、まことに恐縮いたしておるわけでありませんが、よくよく自治庁としての大体の案がまとまりましたので、なるべく早く政府部

内の経べき手続を経まして、委員会に御説明申し上げるようになしたしたいと思います。

○中井委員長 それでは、午後二時より再開することとし、暫時休憩をいたします。

午後零時五十四分休憩

午後三時四十二分開議

○中井委員長 休憩前に引續き会議を開きます。

午前中に引續いて、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を一括して議題といたし、質疑を続行いたします。北山君。

○北山委員 私は今度の警察法の法案の内容に入る前に、やはりこれを提案された考へ方について、まだいろいろお聞きしなければならぬと思つておりますので、今まで実は大臣のおいでを待つておつたわけですが、その点について若干伺ひをいたします。

まず第一に、この警察法の機構の改革の結果、警察官を三万人ばかり整理をするというふうな案になつておられるわけでありまして、ところが伝えられるところによりまして、自治庁の塚田長官は警察官の三万人整理を主張した、しかし大義法務大臣はこれに反対をしたというふうな伝えられておるわけでありまして、はたしてその通りでございましょうか。

○大義法務大臣 行財政整理というのは現内閣の根本政策の一つでございまして、私も、国務大臣として、はたして、できるだけ国民の税金を軽くするといふ方面からいへば、それでもできないものまで減らすといふことも、行政担当大臣としてどうかと思ひますので、ここに

おります国警長官と相談いたしまして、行財政整理の根本精神にもかない、またその無理しないでもよいといふ線はどこだろうというので、最後に整理三万人という数をきめたわけでございます。

○北山委員 そうすると、法務大臣としては三万人の警察官の行政整理には反対したといふことは、行革本部の方の意向を取入れて、そうして警察法の施行と同時に行政整理案にもマツチするようになつたのだというふうなことになるのですか。

○大義法務大臣 つまり、かりのお話になります。塚田長官の方から五万人減らせとか、四万五千人減らせといふお話がかりにありますが、そこに意見が食い違ひをしまして、三万人以上は必ずかしらうという話になります。が、初めから、警察が無理をしないので、のくらいくだらうかというふうなお話で、それで、こまかくなつたのが、初年度に一万人、二年、三年で一万五千人、四年目に最後の五千人を減員できる、こういうふうな方針とそこで、三年間という内閣の方針とそこがちよつと違ひるのであります。なるほど三万人は三年間に無理だ、五千人はみ出てもそれはいたし方があるまいという塚田長官の同意を得まして、合計整理三万人、こういうふうな最後にきめた次第でございまして。

○北山委員 その点はそれでいいとして、次に、今までの大義さんの御答弁をいろいろ聞いてみますと、現行の警察法というものは、終戦後占領当局の方の指示によつてやつたものであるけれども、日本の国情には合致しない、幾らか行き過ぎがある、それで、これを

若干調整するといふような趣旨で、今度の警察法の改正をやるのだという御説明であり、その際に、終戦の際の占領連合国のアメリカあるいはソ連の政策というものは、日本を弱化する政策であつて、その一環として、警察権の地方分権化といふことが、こういう現行の警察法といふものが、日本弱体化政策としてとられたのだというふうなお話でございしましたが、そういうことをさように仰せられるような根拠が、はたしてどこにあるのですか、ひとつ伺ひします。

○大義法務大臣 これも今日ではほとんど定論になつておるのでございまして、御承知のように当時の米ソ関係といふものは、この前も申し上げましたように、ハリ・ホプキンスがルー・ベルトの代理特使としてモスコへ入り、両方で、百パーセント資本主義と共産主義の主張をしないように、外交上考慮すれば米ソ両陣営は円満に行けると考えておつた時代であります。それから日本の問題は、弱くするといふことが諍弊がありますれば、少くとも、フィリピン、漳州、その他東南アジア諸国、隣邦中国に対して再び脅威を与えるような強い国にならないといふ方針をとつておつたことは、北山さんも十分御承知と思ひます。私もいろいろのものと説いたり、あるいは戦後あらへ参りまして、当時の占領政策をやつていた人と語り合つたこともございしますが、だれがいつ言つたかといふことになりまして、即座には申し上げられませんが、これは今日では常識になつていふと思ひます。そういう政策の結果、警察単位の

非常にこまかい分轄化ということが行われたということを申し上げても、私の独断ではないと信じておる次第でございます。要するに、当時の世界情勢、並びに日本をどのくらい強い国あるいは弱い国にするかという一つの対日本政策というものが、これが警察法に響いて来ているということを申し上げても、過言ではないというふうに考えておる次第でございます。

○北山委員 その際、日本の国ということ、国家及び国民を全部含めた概念としてお話になつてゐるようであり、私が、私どもの了解しているのは、従来日本の国民を不当に抑圧した国家権力というものを弱めるといふ趣旨で、教育あるいは経済の分野においてもとられたようないわゆる民主化ですね。今まで、日本の軍国主義的な勢力あるいは財閥というやうなものの力によつて、それが不当な国家権力を握つて、それで民衆をいじめて来たのだ。だから日本の民衆に対して日本の国家権力というものを弱めるといふ趣旨で、いわゆる民主化の線でもつて新しい警察制度が勧告されたというふうに私も理解してゐるのですが、それは間違ひでございませうか。

○犬養國務大臣 お答え申し上げます。それも確かに真理であると思ひます。戦争前、戦争中における治安維持法の活用、あるいはこの席でもしばしばお話が出ますやうな警察局長が指揮をとるところの警察制度、こういうものが日本の民主化に害があると考へた当時の占領政策は、私は正しいと思つてゐる。ところがその弊害をため直す角度がどこまで行つてゐるか、これはやはりもう一つの面の真理、すな

わち日本があまり強い国家として——警察局長としてではなく、国家としてあまり強くないやうにという配慮が行われていたことも真理でございまして、半面の真理は確かに北山さんのおっしゃる通りであり、この点は私は今日もこの席でそれを真理と思つてゐる次第でございませう。

○北山委員 どうも日本を弱くするといふように表現されますと、日本あるいは国民の立場から見ても、外国から日本全体としての力を弱くするといふ不当なる政策であるといふふうにと受取られるので、それは間違ひであつて、強いといつても、従来のほかの民族を侵略するといふやうな意味の強さではないのでありまして、単に強い弱い、日本の弱体化政策であるといひますと、何かアメリカとソ連が当時たくらんで、日本に対して悪い政策を行つたのだ、その一環が今の警察法であるといふふうな御説明になつてしまつたのです。が、ただいまも大臣が言われました通り、今のやうな日本の民主化といふこと、戦争まで長い間、国家権力の不当なる抑圧に苦しんで来た日本の民衆を解放するのだといふ趣旨にとられるならば、また日本の国の力といふものが、今までのやうな観念の強い弱いといふことではなくて、国民の生活力なり総合的な力として強くなるならば、それならばまたかつて日本を強くする政策であるとも言える。だから私に、私はこの点において、単に大臣が日本弱体化の政策であるといふやうな表現は適當でないと思つたのですが、この点について重ねて御答弁をいただきました。

○犬養國務大臣 たゞ／＼申し上げま

すように、あなたのおつしやる御心配、これは同感でございませう。確かに過去における日本の権力集中の行き過ぎ、国家観念の行き過ぎ、日本だけが偉い民族であつて、東亜のほかの民族は偉くない、素質も悪いと見下した時代の誤つた認識、こういうものを是正するといふ方針をとつた、その面は私は正しいかと思つてゐる。その面はまたお言葉ではございませうが、米ソ陣営が互いにはかり合つて日本をこうしたと申してはおりません。米ソ陣営ともに、今日のごとき南朝鮮にまで戦争が波及するとか、さらに仏印に波及するとかいふやうな事態を予想しないで、アメリカの資本主義とソ連の共産主義が互いに外交上話し合つて、おのの自省すれば世界の平和は至るところに保ち得るという、一つの理想主義的観念に燃えてゐる状態であつた。従つて日本はスイスのやうに平和にして行けば、アメリカが占領軍の力を守つて行けば事足りるのだといふやうな考えを持つてゐた、この方針は、アメリカのいかなる今日の指導者も率直にその当時の政策の方向を述べておること、幾多の文獻がそれを証明してゐるのでございませう。ただその場合において、日本の過去の誤れる治安維持法的な警察組織、こういうものをためるときに、やはり別の観念から日本を再び東南アジア諸国、フィリピン、遠くは漳州まで脅威を与えるやうな国にしまつて、アメリカ自体が、その行き過ぎの政策を日本に向つて、今日率直に間違ひであつたと言わざるを得なかつた、ニクソンなどはその一人であります。

○北山委員 ちよつと問題が警察法からそれで行くやうであります。ただいまのお答の中で、それは犬養さんだけの考えでなく、アメリカのニクソン、そういう人たちがまた当時の行き過ぎといふものが誤つておつたといふことを今告白しておるのだ、こういうお話を聞いては、しかしアメリカの人たちが誤つたといふのは、日本を利用したいと思つた、そういう立場を強めたからこそ、その当初にはなかつたやうなあるいは薄かつたやうなそういう気持ちが、だん／＼日本をいろいろな意味で利用しようといふやうな考え方にかわつて、その考え方に立つて来ると、どうも少し日本に対してはやり過ぎたといふことが言えるのでありまして、私はそのやうな考え方はこれはアメリカ人としてはあるいは適當かもしれない、しかし犬養さん自身がそのアメリカの考え方と同様に考へる

の、過度の警察単位の分化が現われた、こういうふうに申したのであります。日本を弱くすることが反対だとか間違つたとか、そういう簡単な子供らしい言葉で言つてゐるのではないのでありまして、日本が、誤つた、自分は強りと思つた意識をため直そうとした当時の占領政策の半分、一半は今日も正しかつた。ただその心配が過度であつて、当時の世界情勢からも影響されたのでありまして、その心配が過度であつて、その過度の部分だけ少し処置を間違つたのではないかと、アメリカの今の指導者が率直に認めてこつ申したのであります。言葉が簡単に誤解を招いたかもしれないが、分析すれば以上の通りでございませう。

○北山委員 ちよつと問題が警察法からそれで行くやうであります。ただいまのお答の中で、それは犬養さんだけの考えでなく、アメリカのニクソン、そういう人たちがまた当時の行き過ぎといふものが誤つておつたといふことを今告白しておるのだ、こ

○犬養國務大臣 北山さんのお立場から言つて、アメリカの政策の変化、アメリカがしまつた、利用価値がなくなつたので利用方法をかえた、それにすぎないじやないか、世界政策の転換にすぎないのじやないか、こういうふうな御主張の中にも私は真理があると思ひます。アメリカの主張することを全部うのみにする必要はちつともないのでございませう。しかし警察法に至りましてはそうではないのでありまして、私の承知してゐる限りでは、当時は日本をすつと占領政策でやつて行こう、日本自体が警察組織や何かを自分であまりやうななくともいいのだ、それはかつて危険なんだといふ考えから、今度は占領政策はどんなによくても結局占領政策であつて、連う民族がほかの民族のところを統治のやうなことをすると弊害が起る、だから日本に独立を早くさせて日本自体が治安を守るやうにしなければならぬ。それには占領政策をすつとやつて行けると思つた時代の警察制度では少しまずいのだじやないか、こういうふうな考へて来たのだであつて、つまりアメリカの帝国主義の手先にするべくやつておつた過去が誤つておつたといふだけでは、私はちよつと納得できないのであります。しかし北山さんのおつしやる御心配の点は私も理解できると存じております。

○北山委員 今の論争といひますが、

それは発展して行けばいい／＼また議論もあるかと思ひますし、今立場の相違というところをおつしやつたのですけれども、立場の相違ということになれば、犬養さんはおれ／＼がどういふ立場に立つておられるか、犬養さんはどういふ立場に立つておられるか、これをどういふお伺いしたいと思ひますが、これはまたあとでそういう機会もあるかと思ひますので、それはその程度にいたします。私は実はそういう立場の相違でなく、常識的な、たれもが民主主義の立場に立つたならば、普通に受入れられるような共通の立場というか、そういう点から実は御意見を伺いたいと思ひます。

次に、私は今まで破壊的な暴力的な騒擾であるとか、そういうことの危険というところを再々大臣からお伺ひいたしました。しかし国家権力による暴力、こういう点については、私も暴力という意味においては同じだと思ひます。むしろこれは刑事訴訟法によりまして、法務大臣犬養さんは死刑の執行を命ずる力があり、昔でいえば、首切り浅右衛門の親分みたいなものである。それだけの、人の命を奪うという命令を下す権力を持つております。これは一つの暴力なんです。ただ法律によつて合理的にされておるだけである。非合法的な暴力と合法的な暴力とがあるわけですが、但し国家権力が単に法律で認められておるというだけで、やはり根本的には暴力である。これは政治学的な、あるいは社会学的な見地から見れば、やはり国家権力の暴力というものを、大きな立場からいへば見なければならぬと思ひます。だから極端に言えば、国家権力による暴力というものは

の最大のもは原子爆弾じやないか。つまりトルーマンが何十万の命を一瞬にして奪つた。これはおそろしく地上最大の暴力である。但しそれはアメリカの法律なりというもので、よつて単に認められたというだけにとどまる。そのような考え方が出て来ると思ひます。

そこで、お伺ひしたいのは、今まで人間の歴史上国家権力による暴力の方が、人類にとつて大きな弊害を起したか、民衆の騒擾であるとか、あるいは革命であるとか、それによる被害の方が大きいのか、それを比較してどちらが大きいとお考えになるか、ひとつ大臣の広い立場に立つたお考えを承りたい。

○犬養務大臣 伺つておりますと、私の若い時分いろいろ聞いたアナーキズムの理論の國争に入りうな氣もいたしますが、国家権力というものは、ほつておくとなか／＼思ひますところへ走りやうと、私もそれは十分認めるのでございす。そこでこの警察法の本来のお話に立ちもどれば、実は公安委員というものの組織が、日本人に向いておるか向いていないかというように、これは当局でなく、外部のいろいろ知識人からありまして、私もそう思ひないでもない節がありますけれども、しかしやはり国家権力というものは、いくらか善意でも人間に欠点がある限り思ひますところへ走りやうという意図で、やはりそれを制約するものは置いておかなければならぬ。それが公安委員会制度であります。それは骨抜きにしてあるという御議論になるのじやないかと思ひますが、とにかくそれ

が骨抜きになつてゐるかいけないかは別の御議論でまた伺うとして、そういう意味で私もあなたと同じように国家権力をそのまゝはつておくとお考えの方は、はみ出得る場合が少くないというところは認めておるのでございす。それからお立場の相違というものは、あなたの個人の御議論をたび／＼伺つていないのに、そう申し上げるのは僭越で失礼を重ねたと思ひますが、大衆社会党の方の御心配は、アメリカ帝国主義の立場から日本を利用しようとしておるという御議論をしば／＼伺ひますし、私もアメリカ人はなか／＼いいところもあるが、若い民族で、率直で自分の思ふことをどん／＼言う癖がありますから、とき／＼言い過ぎもあるし、自分本位の点もある。しかしまたすぐ誤つていたと思ひ直すところがアメリカの美点でもあります。ところがアメリカでは、アメリカは友好国であるが、日本の事情を知らずして言い過ぎた点に率直に、それはできませんと言ふことが正しいと思つてゐるのであります。吉田総理大臣がアメリカの代表的な政治家から尊敬されてゐるのは、いやなことはいやとはつきり言ふという点で尊敬されてゐるというところを、私は國務省でみずから聞いて来たことがあるのであります。アメリカの言ふことだから、一から十まで承知するというのは私の主義でございせん。そういう意味で申し上げた次第でございす。

○北山委員 どうも私がお伺ひしたお答えにはさつぱり触れないで、アナーキズムであるとか、公安委員であるとか、あるいは私の立場がアメリカの帝国主義反対の立場であるとか、そんな

ことばかりをお話になるのですが、やはり私のお聞きをしておる点にお答えを願ひたいのです。そして簡単に言うならば、私の今お聞きをしておる立場は、一個の人間としての立場から申し上げておるのです。従つて人間を尊重する民主主義の立場、警察法の本文のところにある人間を尊重するという立場から申し上げておるのであります。それだからこそ国家とか、あるいは暴力についても、単に法律できめてあるから国家がどんな暴力を振つてもいいのだというようなことは、ときには否定しなければならぬ。戦争とか、あるいは原子爆弾とか、あるいは警察権力によつて人民の自由を抑圧するということ、歴史上しば／＼起つておるのじやないか。それがいわゆる民衆の破壊的な暴力行為、あるいは百姓一揆であるとか、米騒動であるとか、そういうものと比較してどちらが大きいというところ。今まで歴史上どういふふうにお考えになりますか。民衆のいろいろな反乱、革命が起つておりますが、私はそれよりも国家権力による戦争なり、そういうものの破壊力の人頭に対する弊害の方が大きいのではないかと、こう思ひますが、その点をお伺ひしたいのです。

○犬養務大臣 それはせつ／＼のお尋ねでございす。一々のケースをはかつてお答えしなければならぬこととでありまして、合計何点国家権力の弊害の方が多いといふふうには申し上げられない。両方の弊害があるというところを、当局として忘れないというところが大事なのではないかと思ひます。

つてお伺ひしますが、原子爆弾というふうなものは、あれが不幸にして前の大戦の際にはトルーマンという人の命令によつて落下したのです。しかしこれをやはり警察権と同じように、あの原子爆弾みたいな非常に危険なものであると、ございすからして、こういうものを扱うのにはもつと民主的な方法——できれば世界各國の国会がかぎでも預かつておつて、どの議會でもみな一致してこれを使うべしというふうな議決をしたときに、初めて原子爆弾倉庫からそれを出して使うのだというふうな、あるいは民主的な管理、そういうものがある、あるいは大きな破壊力を持つておるものについては、これは人類の立場からいつて必要じやないか、こういうふうにお考えを承りますか、その点についてはいかがお考えですか。

○犬養務大臣 それは御同感でございす。私も、最近のことになります。が、方々の國で代表者が出て、初めて原子力というものを國際間で管理しようと言ひ出したということは、世間はどう思つておるか知りませんが、少くとも私は非常に意味の深いことである。原子力というものをあやまつて使つた人間みずからの文明に対して反省している最初の兆候だと思つております。私はああいふ會議が、発展し、具体的になることを心から祈つておるものでございす。どつちの弊害が大きいかといふことは、原子力の不正使用なんといふことは、一度使つとばかに範圍が広く深刻でございす。それと比べまして、また別の社会の平和に対する脅威というものが、あると思ひます。ございす。つまり議會主義ならば、あなたと

私が両方で償うことを言い合つて、こゝやつて皆さんが聞いていて、そうして判断してもらおう。この主義でない、とにかく月だのビートルでやつつけようという主義が地下運動的に行われておることを、原子力の脅威よりも薄いからといつてはつておけない、両方心に定めなければならぬといふことを、私も考えておる次第でございます。

（委員長退席、加藤（精）委員長代理着席）

○北山委員 そこで問題は警察のところで返つて来るわけですが、警察権、要するに国家の権力の一部でございます。そういうようなものが軍隊と同じようにやはり過去において相当行き過ぎが起り得た、実際あつたのです。日本でもあつたし外国でもあつた。従つてやはり民主主義理念からいへば、その権力は制度上地方に分散した方がよいのだ、これは警察というものは部落を守るというふうな自衛隊と申しますか、部落の自衛隊というふうなものから出たという発生の意味もあるでしょうし、また同時に近代国家においても、やはり今申し上げたような国家権力が、この警察権を使つて非常に悪いことをするおそれがあるから、従つてこれは能率の上からいふと、いろいろどうかと思はれる点もあるでしょうが、やはり分散して、地方分権にしておく方が制度として民主主義を守る、民衆を守るという上から安全であるという考え方が、やはり自治体警察なり警察権の地方分権というものの中心にあると思うのですが、大臣はどうお考えでありますか。

○犬養國務大臣 これも発生の論的には

全然御同感でありまして、警察といふものは政府を守るためにできたものじやなくて、初めは自分の家を守るためにでき、近所隣共同して守るといふところから発生したものでありまして、そういう発生の論的な伝統といふものは、やはり尊重すべきものだと思つております。ただしば、申し上げますように、近代国家におきましてはことにマルキシズムがレーニン主義になり、スターリン主義になつて来ますと、最終的には将来の人類の平和のためには過渡的には血を流してもいい、暴力も肯定してよろしいといふ国際的な一つの非常に強い組織と運動が行われますならば、それに処する道も警察行政には考えなければならぬ、それを本法案の第五条に明記して皆様に約束して、幅は狭くしてあるが、やはり国家の義務の部分がある、こゝういふふうな考へておりまして、警察といふものがそもそもどうやつて社会に発生したかという点については、北山さんの御議論に同感の意を表してゐる次第でございます。

○北山委員 ところで民間の破壊的、暴力的ないろいろ陰謀、あるいはさういふふうな危険というものがどこから起つて来るかという問題なんです。共産党のあゝいふふうな暴力的、破壊的な行動といふものは、何か左翼的な主義によつて組織された陰謀的なものであるといふふうな想定されておられるようでもあります、しかし過去に於いて私もよく皆さんの農民一揆、百姓一揆といふものを経験しておる。また大正七年の米騒動というふうなものも経験しておるわけですが、あゝいふものを見ましても、必ずしも思想的なものではないか、要するにその時代の為政者といふものが追い込んだのではないか、だから大臣といへども、封建時代あるいは明治初期における農民一揆といふものが破壊的、暴力的なものであるからけしからぬといふて、当時の政府のやり方といふものを庇護する、そつちの方がよかつたので、農民の方が悪いのだといふふうにはおつしやらないかと思ふ。やはり当時の農民を極度に圧迫しておつた封建的な大名のやり方の方を非難されるのではないかと思ふ。それから大正時代の米騒動にいたしましても、何も凶悪なものではなく、あれは米が当時一円で二升買えなかつたといふので、台所を守つておる家庭の主婦が米屋に押しかけた。それが全国にどつといふゆる同時多発的に蔓延して行つた、軍隊まで出動したといふことなんです。従つて民間の暴力的、破壊的な活動といふものの基礎といふものは、温床といふべきか、さういふものは単にさういふ国家に対する破壊的な陰謀というよりも、もつと別のところにあつて、政府の政策にあるのではないか、こゝう思うのですが、ただいま申し上げたような百姓一揆なり、あるいは米騒動なり、さういふものと相関連して、民衆の中におけるさういふふうな活動の温床について、ひとつ大臣の御見解を承りたい。

○犬養國務大臣 徳川時代にはさういふ発生いたしました百姓一揆は、別に国際共産党がおだてたとは思つておりませう。芝居で見ましたも佐倉宗五郎の方が正しく、圧迫した佐倉の殿様の方が悪人になつておるといふことは、民衆の偽わらざる批判だと思ひます。また富山の有名な大正の米騒動も国際的な

破壊主義的な暴力運動がうしろでおだてたとは思つておりませう。これはやはり為政者に対する素朴な不満から起つたものと思ふのであります。擾乱事件にはさういふ種類のものもありましたし、今後もありましよう。しかしそれだからといつて吹田事件、大須事件その他が全部政治が悪いために民衆の素朴な心から起つたものという断定はいたしかねるものでありまして、二つの種類の擾乱がある。その近代的、国際的に生れて来たあとの擾乱に対しては、警察行政としてはおのずから備へなければならぬ。前の素朴な擾乱事件については、為政者が社会福祉施設とかその他心を使うことが必要である。私は二つにわけておるつもりでございます。

○北山委員 時間もたつておりますので、いかにげんじにしておに譲りたいと思ふのですが、社会保障のお話を大臣の前の前も話になつた、私は聞いてみたいと思ひますが、いわゆる権力による治安維持といふものの機能、それと並行してさういふ民衆の暴動なり、さういふものが起きないようなための社会福祉を並行して行かなければならぬといふようなお話、ところがそれではなせ今の政府はこの警察法を出しになるのと並行して二十九年度の予算案において、当初計画されました――あとで修正になりましたけれども、予算案においては大幅な社会保障費の削減をされようとしておるか、それはどういふわけでしょう。だからむしろ私どもはさういふ両方ひつくるめた政府のやり方から見ると、むしろ社会保障の費用は節約をして、さうして社会不安が起つて来るであらう、それに対処する

ためには警察権力なりあるいは思想の抑圧なり、さういふ権力的な手段によつてこれを押さつけようといふふうな政策をおとりになつてゐるのではないか、かように印象づけられるのです、その点いかがでしょう。

○犬養國務大臣 この点もお答え申し上げます。ちやうど御議長官も当時相談の相手になつたのです。が、警察法を出すために同時に社会福祉制度の予算をふやそうと言つたことは私はございませぬ。ただデフレ予算を組むならば、それと並行して社会福祉の予算といふものは十分に心にとどむべきである。またちやうど風水害でお米の収穫量が減りさうだといふことに対しても、国費官も進言いたしました。ただこれを警察力で圧迫することなく、多量な料理屋なんかに来が行かないように措置をすると同様に、やはり社会福祉とあるいは職業紹介所とか、その他失業関係の費用をふやすべきであるといふことは、私も閣議で公然と議論をいたしましたわけでございます。これに対して大蔵当局は一兆円以内の緊縮予算で押さえるといふことが物価を上げないことであつて、物価を上げるような予算であつては、結局社会福祉政策の対象となるべき人々が、物価高で困るから、まず一兆円以内の緊縮予算をとり、これにはあな方も御異論はございませう。しかし内閣がさういふ方針で緊縮予算を組んで行つて、そのわくの中で社会保障制度の予算を組んだわけでありませう、これは最初の案でも異論がいろいろありまして、与党の手によつてもこれはふえて行つたわけでございます。しかし心持としては今申し上げ

ましたように、つまり力でもつてた
社会を抑えるばかりでなく、総合政策
でやはり社会の人の心をやらねばなら
ない、とが大事だという考え方を、私もも
つていた次第でございます。
○北山委員 一人で長時間やつては申
訳ありませんから、次の機会にまた質
問させていただきます。

○藤田委員 私は前回簡単に総括的な
質問をいたしておりましたが、まだ大
分残っておりますから、本日はその一
部についてお尋ねしたいと思いま
す。
大蔵法務大臣は、本日の本会議にお
きまして重荷がおりたところでありま
すから、きょうはひとつさつぱらに
御答弁願ひまして、なるべく今回の
改正の真相をお示し願ひたいと思いま
す。重複するようで非常に恐縮であり
ますが、この大臣の提案理由の説明、
これによつてわれわれは今回の改正の
趣旨を伺うほかにあまり大した資料も
ございませんので、昨日門司委員から
も質問がありまして、多少重複するか
もしれませんが、お伺いしたいと思いま
す。

まず第一に、この提案理由の御説明
の初めのところで、町村を管轄する国
家地方警察は国家的性格を帯び過ぎて
いる、都市を管轄する自治体警察は完
全自治に過ぎて国家的性格が欠けてお
る、こういうことを言われておりま
す。これは、応作文ではあるかと思ひ
ますが、どういふ趣旨のことをここで
言われたのであります。憲法の前書
きを見るまでもなく、とにかく国政の
權威というものは国民の嚴肅な信託を
受けておるのであります、ただその

権力の奉仕は国民の代表がこれに当
るということ、警察のごときややもす
れば権力の及ぶ行政は、すべて完全自
治の建前から運用することが理想では
ないか、かように考えておりますが、
従来の警察を簡単にここに批判されま
した、その趣旨をいさしくお示し
願ひたいと思ひます。

（加藤（精）委員長代理退席、委員長
着席）

○大蔵法務大臣 逆に申し上げると、
御了解を得ると思つておりますが、
今度府県の警察にする。そういう場合
に、今の国家地方警察と違ひまして、
府県議会の洗礼を受け、批判を受
け、論議も受けます。従来こうい
う批判を受けるのは、国会で受けるだ
けで、地方の根をはやした地方の議會
での批判の対象になつていない。國警
が、今度地方の根をはやした議會の
批判、論議の対象になる。そうする
と、逆に申し上げた次第でありまし
て、国家的性格に過ぎていたのが地方
的要素がまぎつて来る。また自治警察
におきましては、実によくやつておら
れますが、たとえば長崎県のある市の
警察は、同じような犯罪が青森県のある
ところにあるというところはなかつた
御存じになりにくい。御存じになつて
も、時がおおき場合もある。これを中
央の警察局長官の指示によつて自治的
要素に過ぎていたものに国家的要素を加
える、こういう意味であります。

○中井委員長 藤田委員に御相談しま
すが、今刑事局長が見えて、大臣との
間で緊急に相談したいことができたの
で、二、三十分大臣を貸してもらいた
い、こういう話でございます。どうで
しょうか——それではどうぞ。

○中井委員長 それではその間に、警
察法の施行に伴う関係法令の整理に關
する法律案につき政府の説明を聴取い
たします。

○柴田（通）政府委員 警察法の施行に
伴う関係法令の整理に關する法律案の
逐条につきまして、御説明を申し上げ
ます。

これは整理に關する法律案でござい
ますので、警察法案の改正に伴いまし
て、当然改正を要する関係法令をその
制定順に掲げまして、必要な整理改正
を行つていくものにすぎないのでござ
います。関係法令の数は非常にたくさ
んにまたがりますので、お手元に警察
法の施行に伴う関係法令の整理に關す
る法律案に關する資料をいたしまし
て、ここに引用いたします各種の法令
を参考資料としてお配りいたしてござ
いますので、改正部分につきまして
は、その各法令の改正部分について傍
線を引いてございまして、それによ
りまして御承知を願ひたいと思ひま
す。そういう関係上、単純なる整理に
属する事項につきましては、説明を簡
単にして進みたいと存じます。

まず第一におきましては、この警
察法案に基きまして当然廃止を要する
ところの法律を明らかにいたしたので
あります。廃止をいたしますところの
法律は、都道府県の所有に属する警察
用財産等の処理に關する法律、それか
ら第二番目は、市の警察維持の特例に
關する法律、第三番目は、町村の警察
維持に關する責任移轉の時期の特例に
關する法律、以上の三つの法律であり
ます。都道府県の所有に属する警察用
財産等の処理に關する法律は、二十三年
のただいまの警察法に移行いたしました

た際においての府県の所有に属すると
ころの警察用財産を市町村に移すため
の処理に關する法律でございまして、
過去のものに属するのであります。ちよ
うど今度の警察法案の附則に加えてご
ざいます。市町村から府県あるいは國
から府県に移る財産の処理に關する規
定に見合うものでございまして、必要が
なくなりまして、廃止をいたすので
あります。

二番目、三番目の、市の警察維持の特
例に關する法律、町村の警察維持に關
する責任移轉の時期に關する法律も、
警察組織の改正に伴ひまして、この警
察法案の關係上、市町村自治体警察が
認められないことになつておりますの
で、必要がなくなるわけでございます。

第二條、第三條は單なる字句の整理
でございます。これ全体を通じまし
て、そういう單なる字句の事務的な整
理がたくさん出ますが、これを一括し
て御説明いたしますれば、警察法案の
御説明の際に申し上げましたように、
現在に國警の方は警察官、市町村警察
の場合は警察吏員といふことを言つて
おりますが、警察官といふ集合名稱を
一般に使われております關係上、これ
を用ひまして、一々警察官、警察吏員
といふことを府県警察の場合は用ひな
いことにいたしました。字句の整理を
行ふことにいたしました。従ひまし
て、今までの法令の中で警察吏員とあ
ります字句を全部削除いたしております
。そのほか公安委員会や府県警察本
部長といふようなものが今までの國家
地方警察の隊長や市町村警察長といふ
ものがなくなりまして關係上、読みかえ

の規定をしていふ部分が非常に多いの
でございます。二條、三條はそれでご
ざいます。

第四條は遺失物法の一部を改正する
ものであります。現在に遺失物で交
付を受ける者のないものにつきまして
の所有權が、國または地方公共団体に
歸屬することになつておりますが、今
度は國家地方警察といふ國の警察がな
くなりまして、「同文」を削りまし
て、すべて地方公共団体に歸屬する、
府県に歸屬するといふことにいたした
のであります。

第五條から第八條までは警察吏員を
削るといふような整理の規定でござ
います。

第九條も單純なる警察官とかあるい
は警察本部長といふたような読みかえ
の規定にすぎません。

第十條は道路交通取締法の一部改正
でございます。その中には單なる讀
みかえの警察吏員を削るといふ規定が
ございます。それからそれ以外にちよ
つと御説明をいたしたいと思ひます
のは、道路交通取締法の第二十六條第一
項第四号中に都道府県知事とあります
のは、公安委員会に改められている部分で
ございまして、これは道路交通取締法
の二十六條一項で示しておりますよ
うな道路の使用に關する事項は、今は
一つの府県の中で市町村の公安委員会
といふ市町村警察で単位がたくさんに
わかれておりますので、それ／＼の市
町村の公安委員会であるといふことは
適當でないといふことから知事にいた
してございまして、これは本來公安委
員会が行ふべき仕事であると存じま
す。従ひましてそういう性格のもので
あると存じますので、ただ便宜上知事

るべく御決定をいただきたいと思ひます。

○藤田委員 本日は、犬養法務大臣も緊急な要件で退席されることを委員会としても了承しておるのでありますから、この程度で散会していただきますして、月曜日からの委員会の運営に關してじっくり御相談をする機会をつくつていただきたいと存じます。本日はこの程度で散会しませんと、審議がだらけて効果はないと思ひます。即時散会していただきますように動議を提出いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 皆さんの御意向はさうに見受けまますから、本日はこの程度で散会いたします。

次会は月曜日午後一時から開会いたします。

午後四時四十七分散会

昭和二十九年三月十日印刷

昭和二十九年三月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局